

『Kマスター社会科学』(KU20015)

訂正表

2021年03月25日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 8	(注釈箇所) 解きまくり!	誤	必 4-01-02	
		正	<u>(削除)</u>	
P. 19	(6) ロシアの政治機構 4つ目の◇	誤	◇ ロシアの大統領は同一人物が連続2期までとされているため、政権を1期空ければ、再び大統領となって2期12年まで政権を担うことができる。	2021/01/22 訂正
		正	◇ <u>2020年7月、ロシアの憲法が改正され、大統領は同一人物が「連続2期」から「2期」までと改正された。従来、政権を1期空ければ、再び大統領となって2期12年まで政権を担うことができるとしていたが、この改正により生涯で2期までということになった。ただし、現職大統領および大統領経験者のこれまでの就任した任期は対象にならないという条項があり、プーチン大統領は現行の任期を終えた後、さらに2期12年、大統領を務めることができるとされている。</u>	
P. 56	(7) 第4次安倍改造内閣	誤	(7) 第4次安倍改造内閣 (2018年10月～)	
		正	(7) 第4次安倍改造内閣 (2018年10月～ <u>2019年9月</u>)	
P. 56	(7) 第4次安倍改造内閣の下	誤	(空白)	2021/03/25 訂正
		正	<u>(8) 第4次安倍第2次改造内閣 (2019年9月～2020年9月)</u> ◇ <u>2019年10月、消費税の税率が10%に引き上げられる。</u> ◇ <u>2019年11月、安倍首相の通算在職日数が2,887日となり、桂太郎を抜いて、憲政史上で最多在職日数の内閣総理大臣となった。</u> ◇ <u>2020年3月、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、新型インフルエンザ対策特別措置法が改正。</u> ◇ <u>2020年3月、東京オリンピック・パラリンピックを1年程度延長することを国際オリンピック委員会 (IOC) と合意。</u> ◇ <u>2020年4月、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、7日に7都府県、16日には全国を対象に緊急事態宣言を発令。</u> ◇ <u>2020年5月、緊急事態宣言の期間を延長 (14日には39県、21日には関西3府県、25日に残る5都道県が解除)。</u> ◇ <u>2020年8月、安倍首相の連続在職日数が2,799日となり、佐藤栄作を抜いて最長記録となった。</u> ◇ <u>2020年8月、安倍首相は、持病が悪化したことを理由に、辞任を表明した。</u> ◇ <u>2020年9月、通算在職日数は3,188日、連続在職日数は2,822日で辞任となった。</u> <u>(9) 菅内閣 (2020年9月～)</u> ◇ <u>安倍辞任による自民党総裁選挙で内閣官房長官の菅義偉が当選し、菅内閣が成立。</u>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLEC公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 86	③ 米ソ中距離核戦力（INF）全廃条約	誤	◇ 2018年10月、米国のトランプ大統領は、中距離核戦力（INF）全廃条約の破棄を表明した。	2021/03/25 訂正
		正	◇ 2018年10月、米国のトランプ大統領は、中距離核戦力（INF）全廃条約の破棄を表明し、 <u>翌年2月にはロシアに同条約の破棄を正式に通告した。</u> ◇ <u>米国の通告を受けてロシアも同条約で定められた義務履行の停止を表明し、2019年8月に同条約は失効した。</u>	
P. 87	(4) 新戦略兵器削減条約（新START, 2011年発効）	誤	◇ 米ロで配備する戦略核弾頭数をそれぞれ1,550発に制限しているが、両国の条約脱退の権利が盛り込まれてもいる。	
		正	◇ 米ロで配備する戦略核弾頭数をそれぞれ1,550発に制限しているが、両国の条約脱退の権利が盛り込まれてもいる。 ◇ <u>2021年2月、米ロ両国が同条約の5年間延長に同意した。</u>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLEC公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>）に掲載された日付です。

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 131	(c) 砂川市空知太神社事件（最大判平22. 1. 20）の後	<p>誤正</p> <p>(空白)</p> <p>(d) 孔子廟違憲訴訟（最大判令 3. 2. 24）</p> <p>→ 一般社団法人久米崇聖会が所有する久米至聖廟（くめしせいびょう）（孔子廟）は、那覇市から設置許可を受けた。これを受けて那覇市長が市の公園敷地の無償提供を決め、公園使用料を全額免除したことが憲法 20 条 3 項に規定のある「政教分離原則」に違反するかどうか争われた訴訟の上告審判決である。</p> <p>→ 最高裁は、「砂川市空知太神社事件」で示された判断枠組みに沿って、政教分離規定に違反するか否かを判断するに当たっては、施設の性格、免除をすることとした経緯、免除に伴う当該国公有地の無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当とした。</p> <p>→ 最高裁大法廷は、使用料免除は憲法 20 条 3 項が禁じる自治体の「宗教的活動」に当たるとして違憲と判断した。</p> <p>→ 本判決は、裁判官 15 人中 14 人の多数意見である。宗教組織・団体の存在を認定できずに政教分離規定に違反するとの判断は規定の外縁を曖昧な形で過度に広げているとして、裁判官 1 人が反対意見とした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判決の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 久米至聖廟の大成殿は、内部に孔子像および神位などが配置され、多くの人が参拝するなど、社寺と類似性がある。孔子の生誕の日に行われる祭礼（釋奠祭禮（せきてんさいらい））は、孔子の霊を迎え、これを崇め奉るという宗教的意義を有する儀式というほかはなく、施設建物は祭礼を行う目的に従って配置されており、本件施設の宗教性を肯定でき、程度も軽微ではない。 ◆ 本件施設は、第二次世界大戦で焼失した当初の至聖廟等とは異なる場所に新築されたものであり、当初の至聖廟等を復元したものとはいえず、また、法令上の文化財としての取扱いを受けているなどの事情もない。また、設置許可前に市会議で本件施設の宗教性が問題視されたことなどから、観光資源としての意義や歴史的価値をもって無償で提供する必要性、合理性は裏付けられない。 ◆ 久米崇聖会が祭礼の観光化を許容しない姿勢を示していることや、免除される使用料が年間約 570 万円と相当に大きいことも重視し、免除措置は、一般人から見て市が特定の宗教に対し特別の便益を提供し、援助していると評価されてもやむを得ない。 </div>	2021/03/25 訂正

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei>）に掲載された日付です。

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 166	(注釈箇所) 国務大臣の数	誤 内閣法2条には国務大臣の数は「14人以内」となっているが、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間は「15人」(附則2項)、復興庁が廃止されるまでの間は「16人」(附則3項)とあり、特別の必要がある場合は3人増員できるので内閣総理大臣は国務大臣を19人まで任命することができる。	2021/03/25 訂正
		正 内閣法2条には国務大臣の数は「14人以内」となっているが、 <u>国際博覧会推進本部が置かれている間は「15人」(附則2項)、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間は「16人」(附則3項)、復興庁が廃止されるまでの間は「17人」(附則4項)とあり、特別の必要がある場合は3人増員できるので内閣総理大臣は国務大臣を20人まで任命することができる。</u>	
P. 171	③ 憲法の解釈によって導かれるもの	誤 ◇ 団体の内部事項 → それぞれの団体の自治を尊重して、裁判所の審査権は原則として及ばないと解されている。 (例) 地方議会、大学、政党、労働組合、弁護士会などの自主的な団体の純粋な内部的事項(紛争)にかかわる問題 → 国立大学の単位授与認定行為は、原則として、裁判所の司法審査の対象にはならない(最判昭52.3.15)。 → 地方議会議員の議会への出席停止のような懲罰は、司法審査の対象とはならない(最大判昭35.10.19)。	2021/01/22 訂正
		正 ◇ 団体の内部事項 → それぞれの団体の自治を尊重して、裁判所の審査権は原則として及ばないと解されている。 (例) 地方議会、大学、政党、労働組合、弁護士会などの自主的な団体の純粋な内部的事項(紛争)にかかわる問題 → 国立大学の単位授与認定行為は、原則として、裁判所の司法審査の対象にはならない(最判昭52.3.15)。 → <u>旧判例(最大判昭35.10.19)では、地方議会議員の議会への出席停止のような懲罰は、司法審査の対象とはならないとしていたが、最高裁は地方議会議員に対する出席停止の懲罰の適否は、除名処分と同様に、司法審査の対象となるとし、従来の判例を変更した(最大判令2.11.25)。</u>	
P. 267	②バーゼル合意(BIS規制) 3つ目の ◆	誤 2019年から完全実施される予定。	2021/03/25 訂正
		正 <u>2017年に最終的な合意となったことから、2027年に完全実施となる予定。</u>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei>)に掲載された日付です。

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 268	本文上から3行目	誤	◇ 2016年7月、ラトビアが正式加盟し、加盟国は35カ国となった。日本は1964年4月に加盟。	2021/03/25 訂正
		正	◇ 2016年にラトビア、2018年にリトアニア、2020年にコロンビアが正式加盟し、加盟国は37カ国となった。日本は1964年4月に加盟。	
P. 269	(3) ヨーロッパ連合(EU)2つ目の◇	誤	2013年にクロアチアが加わり、28カ国体制となった。	2021/01/22 訂正
		正	2013年にクロアチアが加わり、 <u>2020年にイギリスが離脱したことから27カ国体制となった。</u>	
P. 269	(3) ヨーロッパ連合(EU)3つ目の◇	誤	ユーロの採用国はEU加盟国27カ国中19カ国となった(主要不参加国はイギリス、スウェーデン、デンマーク)。	2021/01/22 訂正
		正	ユーロの採用国は <u>EU加盟国のうち19カ国となった(主要不参加国はスウェーデン、デンマーク)</u>	
P. 269	(3) ヨーロッパ連合(EU)7つ目の◇	誤	これによりイギリスは原則として2019年3月に離脱することが決まった。	2021/01/22 訂正
		正	これによりイギリスは原則として2019年3月に離脱することが決まったが、 <u>離脱協定の締結に難航したことなどから、離脱期限が3度にわたり延期され、最終的な離脱は2020年1月となった。</u>	
P. 269	(3) ヨーロッパ連合(EU)8つ目の◇	誤	大枠合意に達したことが発表された。	2021/01/22 訂正
		正	大枠合意に達したことが発表された。 ◇ <u>日本とEUは2018年7月に同協定に署名した後、同年12月には同協定の効力発生のための国内手続きが完了したことを相互に通告し、同協定は2019年2月に発効した。</u>	
P. 270	(4) NAFTA(北米自由貿易協定)5つ目の◇	誤	◇ USMCAは3カ国の批准をもって発効となるので、それまではNAFTAは有効とされている(2019年12月)現在。	2021/01/22 訂正
		正	◇ USMCAは3カ国の批准をもって発効となるので、それまではNAFTAは有効とされていたが、 <u>USMCAが2020年7月に発効したことから、NAFTAは失効した。</u>	
P. 271	(注釈箇所)日本のEPA動向	誤	2016年にはモンゴルとの間でEPAが発効され、TPPに署名した。 2017年にはEUとの間でEPAが大枠合意し、米国が離脱した後のTPPにおいても大筋合意された。	2021/01/22 訂正 (2021/03/25再訂正)
		正	2016年にはモンゴルとの間でEPAが発効され、 <u>2018年にはTPP11、2019年には日欧EPA、2020年には日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、2021年には日英EPAが発効された。また、2020年に地域的な包括的経済連携(RCEP)に署名した。</u>	
P. 298	本文1行目	誤	◇ 労働関係調整法は、労使の主張が対立して当事者だけでは解決ができないときに	2021/01/22 訂正
		正	◇ 労働関係調整法は、労使の主張が対立して当事者だけでは解決が <u>できない</u> ときに	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei>)に掲載された日付です。

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日								
P. 298	①育児・介護休業法 9つ目の◇	誤 介護直前の6カ月間の賃金月額の40%を上限として雇用保険から支給される。	2021/03/25 訂正								
		正 介護直前の6カ月間の賃金月額の下 67% を上限として雇用保険から支給される。									
P. 307	①法定雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律）の表	誤 ◇ 2018年4月1日に改正された法定雇用率は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="568 456 1264 598"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国・地方公共団体・特殊法人等</th> <th>都道府県の教育委員会</th> <th>民間企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定雇用率</td> <td>2.5%</td> <td>2.4%</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	国・地方公共団体・特殊法人等	都道府県の教育委員会	民間企業	法定雇用率	2.5%	2.4%	2.2%	2021/01/22 訂正
		区 分	国・地方公共団体・特殊法人等	都道府県の教育委員会	民間企業						
法定雇用率	2.5%	2.4%	2.2%								
正 ◇ 法定雇用率は、以下のとおりである。(2021年3月1日改正) <table border="1" data-bbox="568 663 1264 786"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国・地方公共団体・特殊法人等</th> <th>都道府県の教育委員会</th> <th>民間企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定雇用率</td> <td>2.6%</td> <td>2.5%</td> <td>2.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	国・地方公共団体・特殊法人等	都道府県の教育委員会	民間企業	法定雇用率	2.6%	2.5%	2.3%			
区 分	国・地方公共団体・特殊法人等	都道府県の教育委員会	民間企業								
法定雇用率	2.6%	2.5%	2.3%								
P. 312	(3) パリ協定 (2015年12月採択、2016年11月発効) 4つ目の◇	誤 ◇ 2017年6月、米国がパリ協定から離脱することを表明した。米国が離脱すると目標達成が困難となるため、協定内容の修正を含め、米国の復帰などの可能性について協議されている。	2021/03/25 訂正								
		正 ◇ 2017年6月、米国のトランプ大統領がパリ協定から離脱することを表明し、 <u>2020年11月には米国は正式に同協定から離脱した。しかし、バイデン氏に大統領が交代すると、2021年2月に米国は同協定に復帰した。</u>									
P. 315	1 世界遺産条約 3つ目の◇	誤 文化遺産が18件の計22件（2018年時点）。									
正 <u>文化遺産が19件の計23件（2020年時点）。</u>											
P. 315	1 世界遺産条約 5つ目の◇	誤 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（2018年）									
		正 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（2018年）、 <u>百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—</u> （2019年）									
P. 316	2 無形文化遺産保護条約の表	誤 ◇ 日本の無形文化遺産は21件である（2018年現在）。 <table border="1" data-bbox="568 1402 1273 1585"> <tbody> <tr> <td>2018年</td> <td>「来訪神：仮面・仮装の神々」 （※甕島のトシドン（鹿児島県）については、2009年に登録済なので、この登録に男鹿のナマハゲ、能登のアマメハギなどの9件が加えられた拡張として扱われる。）</td> </tr> </tbody> </table>	2018年	「来訪神：仮面・仮装の神々」 （※甕島のトシドン（鹿児島県）については、2009年に登録済なので、この登録に男鹿のナマハゲ、能登のアマメハギなどの9件が加えられた拡張として扱われる。）	2021/01/22 訂正						
		2018年	「来訪神：仮面・仮装の神々」 （※甕島のトシドン（鹿児島県）については、2009年に登録済なので、この登録に男鹿のナマハゲ、能登のアマメハギなどの9件が加えられた拡張として扱われる。）								
正 ◇ 日本の無形文化遺産は <u>22件である（2020年現在）。</u> <table border="1" data-bbox="568 1671 1273 1933"> <tbody> <tr> <td>2018年</td> <td>「来訪神：仮面・仮装の神々」 （※甕島のトシドン（鹿児島県）については、2009年に登録済なので、この登録に男鹿のナマハゲ、能登のアマメハギなどの9件が加えられた拡張として扱われる。）</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td><u>「伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術」</u></td> </tr> </tbody> </table>	2018年	「来訪神：仮面・仮装の神々」 （※甕島のトシドン（鹿児島県）については、2009年に登録済なので、この登録に男鹿のナマハゲ、能登のアマメハギなどの9件が加えられた拡張として扱われる。）	2020年	<u>「伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術」</u>							
2018年	「来訪神：仮面・仮装の神々」 （※甕島のトシドン（鹿児島県）については、2009年に登録済なので、この登録に男鹿のナマハゲ、能登のアマメハギなどの9件が加えられた拡張として扱われる。）										
2020年	<u>「伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術」</u>										

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei>）に掲載された日付です。

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日				
P. 317	4 ノーベル賞の表	誤 ◇ ノーベル賞の日本人受賞者 (2018年現在 : 26人) <table border="1"> <tr> <td>化学賞 (7人)</td> <td>福井謙一 (1981年), 白川英樹 (2000年), 野依良治 (2001年), 田中耕一 (2002年), 下村脩 (2008年), 根岸英一 (2010年), 鈴木章 (2010年)</td> </tr> </table>	化学賞 (7人)	福井謙一 (1981年), 白川英樹 (2000年), 野依良治 (2001年), 田中耕一 (2002年), 下村脩 (2008年), 根岸英一 (2010年), 鈴木章 (2010年)	2021/01/22 訂正		
		化学賞 (7人)	福井謙一 (1981年), 白川英樹 (2000年), 野依良治 (2001年), 田中耕一 (2002年), 下村脩 (2008年), 根岸英一 (2010年), 鈴木章 (2010年)				
正 ◇ ノーベル賞の日本人受賞者 (2020年現在 : 27人) <table border="1"> <tr> <td>化学賞 (8人)</td> <td>福井謙一 (1981年), 白川英樹 (2000年), 野依良治 (2001年), 田中耕一 (2002年), 下村脩 (2008年), 根岸英一 (2010年), 鈴木章 (2010年), <u>吉野彰 (2019年)</u></td> </tr> </table>	化学賞 (8人)	福井謙一 (1981年), 白川英樹 (2000年), 野依良治 (2001年), 田中耕一 (2002年), 下村脩 (2008年), 根岸英一 (2010年), 鈴木章 (2010年), <u>吉野彰 (2019年)</u>					
化学賞 (8人)	福井謙一 (1981年), 白川英樹 (2000年), 野依良治 (2001年), 田中耕一 (2002年), 下村脩 (2008年), 根岸英一 (2010年), 鈴木章 (2010年), <u>吉野彰 (2019年)</u>						
P. 318	6 日本農業遺産の表	誤 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録年</th> <th>登録地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017 (平成29年)</td> <td>宮崎県大崎地域 (2017年世界農業遺産), 埼玉県武蔵野地域, 山梨県峡東地域, 静岡県わさび栽培地域 (2018年世界農業遺産), 新潟県中越地域, 三重県鳥羽・志摩地域, 三重県尾鷲市・紀北町, 徳島県にし阿波地域 (2018年世界農業遺産)</td> </tr> </tbody> </table>	登録年	登録地域	2017 (平成29年)	宮崎県大崎地域 (2017年世界農業遺産), 埼玉県武蔵野地域, 山梨県峡東地域, 静岡県わさび栽培地域 (2018年世界農業遺産), 新潟県中越地域, 三重県鳥羽・志摩地域, 三重県尾鷲市・紀北町, 徳島県にし阿波地域 (2018年世界農業遺産)	2021/01/22 訂正 (2021/03/25 再訂正)
		登録年	登録地域				
2017 (平成29年)	宮崎県大崎地域 (2017年世界農業遺産), 埼玉県武蔵野地域, 山梨県峡東地域, 静岡県わさび栽培地域 (2018年世界農業遺産), 新潟県中越地域, 三重県鳥羽・志摩地域, 三重県尾鷲市・紀北町, 徳島県にし阿波地域 (2018年世界農業遺産)						
正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録年度</th> <th>登録地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2016</u> (平成28)年度</td> <td>宮城<u>県</u>大崎地域 (2017年世界農業遺産), 埼玉県武蔵野地域, 山梨県峡東地域, 静岡県わさび栽培地域 (2018年世界農業遺産), 新潟県中越地域, 三重県鳥羽・志摩地域, 三重県尾鷲市・紀北町, 徳島県にし阿波地域 (2018年世界農業遺産)</td> </tr> <tr> <td><u>2018</u> (平成30)年度</td> <td><u>山形県最上川流域, 福井県三方五湖地域,</u> <u>兵庫県兵庫美方地域, 和歌山県海南市下津地域,</u> <u>島根県奥出雲地域, 愛媛県南予地域,</u></td> </tr> </tbody> </table>	登録年度	登録地域	<u>2016</u> (平成28)年度	宮城 <u>県</u> 大崎地域 (2017年世界農業遺産), 埼玉県武蔵野地域, 山梨県峡東地域, 静岡県わさび栽培地域 (2018年世界農業遺産), 新潟県中越地域, 三重県鳥羽・志摩地域, 三重県尾鷲市・紀北町, 徳島県にし阿波地域 (2018年世界農業遺産)	<u>2018</u> (平成30)年度	<u>山形県最上川流域, 福井県三方五湖地域,</u> <u>兵庫県兵庫美方地域, 和歌山県海南市下津地域,</u> <u>島根県奥出雲地域, 愛媛県南予地域,</u>	
登録年度	登録地域						
<u>2016</u> (平成28)年度	宮城 <u>県</u> 大崎地域 (2017年世界農業遺産), 埼玉県武蔵野地域, 山梨県峡東地域, 静岡県わさび栽培地域 (2018年世界農業遺産), 新潟県中越地域, 三重県鳥羽・志摩地域, 三重県尾鷲市・紀北町, 徳島県にし阿波地域 (2018年世界農業遺産)						
<u>2018</u> (平成30)年度	<u>山形県最上川流域, 福井県三方五湖地域,</u> <u>兵庫県兵庫美方地域, 和歌山県海南市下津地域,</u> <u>島根県奥出雲地域, 愛媛県南予地域,</u>						

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei>)に掲載された日付です。